

年管管発0328第2号
令和6年3月28日

地方厚生（支）局年金調整（年金管理）課長 殿
市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

年金振込口座としての旧姓名義口座の利用に係る対応について

現在、年金請求及び受取機関変更手続において、年金振込口座として指定できる金融機関の口座については、戸籍上の本名名義の口座しか認めていないところであるが、政府として旧姓の通称使用の拡大やその周知の取組みが行われる中、金融機関における旧姓による預金口座開設等への対応が推進されており、一部の金融機関においては旧姓を口座名義氏名として使用することが認められている場合があることや、令和4年10月から年金振込口座として確認のための利用を開始した公金受取口座についても、旧姓名義口座の設定が認められている状況である。

そのような状況を踏まえ、今後、年金振込口座として旧姓名義の口座を指定する旨の希望があった場合の取扱いについて、別添のとおり日本年金機構事業企画部門担当理事及び年金給付事業部門担当理事宛て通知したので、内容について御了知いただきたい。

なお、市区町村の国民年金窓口等においても、これまでどおり、年金請求及び受取機関変更手続において、年金振込口座として指定できる金融機関の口座は、原則として戸籍上の本名名義の口座であることを案内することとするが、年金振込口座として旧姓名義の口座を指定したい旨の特段の希望があった場合については、本通知の取扱いを行う必要はなく、管轄の年金事務所へご連絡いただきたい。

年管管発0328第1号
令和6年3月28日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿
年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

年金振込口座としての旧姓名義口座の利用に係る対応について

現在、年金請求及び受取機関変更手続において、年金振込口座として指定できる金融機関の口座については、戸籍上の本名名義の口座しか認めていないところであるが、政府として旧姓の通称使用の拡大やその周知の取組みが行われる中、金融機関における旧姓による預金口座開設等への対応が推進されており、一部の金融機関においては旧姓を口座名義氏名として使用することが認められている場合があることや、令和4年10月から年金振込口座として確認のための利用を開始した公金受取口座についても、旧姓名義口座の設定が認められている状況である。

そのような状況を踏まえ、今後、年金振込口座として旧姓名義の口座を指定する旨の希望があった場合の取扱いについては、下記のとおりとするので御了知いただくとともに、実施にあたっては貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通知の取扱いについては、金融機関の各とりまとめ団体等と事前に協議済みであることを申し添える。

記

1. 年金振込口座として認める旧姓名義口座の範囲について

これまでどおり、年金請求及び受取機関変更手続において、年金振込口座として指定できる金融機関の口座は、原則として戸籍上の本名名義の口座であることを案内することとするが、金融機関において旧姓名義の口座が認められている場合において、年金受給権者より当該旧姓名義口座を年金振込口座に指定したい旨の特段の希望があった場合は、住民基本台帳法第30条の3の規定により住民票へ記載されている旧氏が口座名義として使用されている口座（以下「旧氏名義口座」という。）に限り、各金融機関の判断を前提として、下記3の事務の取扱いを行った上で、指定を認めることとする。

2. 振込指図を行う氏名について

年金振込口座として旧氏名義口座の指定が行われた場合においても、金融機関により口座名義氏名として認められている氏名の範囲や振込事務の方法が異なっていることを踏まえ、金融機関への振込指図を行う氏名については、当分の間、これまでどおり戸籍上の本名により行うこととする。この場合、振込指図の氏名と口座名義氏名の不一致が発生することとなるが、各金融機関の判断において本人確認等の手続が行われ、振込可能と判断された場合には年金の振込が行われているものであり、本通知の取扱いの開始後も、各金融機関の判断において年金振込の事務が行われるものであること。

3. 事務の取扱いについて

(1) 旧氏名義口座の氏名の確認方法について

年金請求及び受取機関変更手続において旧氏名義口座を指定する旨の希望があったときは、通常どおり、通帳等の写し又は公金受取口座の利用希望があったときは公金受取口座情報の確認により口座名義氏名を確認するとともに、旧氏名義口座であることの確認については、旧氏が記載された住民票の写し、マイナンバーカード又は運転免許証により確認を行うこと。確認できた場合は、年金請求書又は受取機関変更届の口座名義氏名欄に旧氏氏名を記入させることとする。

(2) 確認書の提出について

旧氏名義口座を指定する場合であっても、上記2のとおり、振込指図の氏名は戸籍上の本名で行うこととするため、振込可能かどうかは各金融機関の判断によるものであることから、本人に対して、可能な限り事前に金融機関に年金振込が可能かどうかを確認するよう促すこと。その上でも、振込が出来なかった場合は年金振込口座の変更又は口座名義氏名の変更が必要となることを説明した上で、その旨を了承する旨の確認書の提出を求めること。

4. その他

(1) 開始時期等について

本通知の取扱いについては、準備が整い次第、個別に希望があった場合に対応すること。

(2) 共済組合等とのワンストップサービスについて

共済組合等の期間を有する者から個別に希望があった場合も対応を行うこととし、その際は、提出された確認書を添付して電子回付を行うこと。共済組合等から本取扱いの確認書が添付された請求書が電子回付された場合も、共済組合等で本取扱いの確認が行われたものとして、対応を行うこととする。

(3) ゆうちょ銀行の取扱いについて

ゆうちょ銀行の口座については、本年10月以降に同様の取扱いを行う予定であるため、当面本通知の取扱いの対象外とし、対応開始前に別途通知する。

以上